

「ワンストップ支援センター」設立を強く望む会 会則

第1章 総則

(名称)

第一条 本会は、『「ワンストップ支援センター」設立を強く望む会』と称す。

(所在地)

第二条 本会は、那覇市に主たる事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第三条 本会は、沖縄県内に「ワンストップ支援センターを設立」を目指し、男女の性別にとらわれることなく、被害者支援および支援者へ支援および啓発の諸活動を行うことで、暴力のない平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は第三条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1, 啓発・学習事業
- 2, 調査・研究事業
- 3, イベントなどのコーディネート事業
- 4, 人材育成事業
- 5, 広報活動
- 6, その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第五条 本会は第三条の目的、第四条の事業の趣旨に賛同する 2 種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第六条 正会員として入会しようとする者は、役員会を経て参加の有無が認められる。
賛助会員として入会する者は、会費を納入することにより会員となる。

(入会金及び会費)

第七条 会員は役員会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第八条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第九条 会員は、代表者が定める退会届を代表に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第十条 会員が次の各号の一に該当する場合は、役員会の決議により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第十一条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員について

(役員)

第十二条 この団体に次の役員を置く。

代 表 2名
顧 問 2名
事務局 1名
会 計 1名
監 査 1名以上2名以内

(選任等)

第十三条 代表は、役員および正会員によって選任する。

(解任)

第十四条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第十五条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第十六条 この団体の資産は代表が管理し、その方法は理事会の決議を経て、代表が別に定める。

(事業年度)

第十七条 この団体の事業年次が、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第十八条 この団体が会則を変更しようとするときは、会議に出席した役員および正会員の3分の2以上の多数による議決を経て変更することが出来る。

(解散)

第十九条 この団体は、次にあげる事由により解散する。

- (1) 役員会の決議
- (2) 目的とする事業成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員の総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第7章 雑則

(細則)

第二十条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の決議を経て代表がこれを定める。

附則

1. この会則は、この団体成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役員 田中真生（共同代表）
役員 金城葉子（共同代表）
役員 竹下小夜子（顧問：精神科医）
役員 宮城公子（顧問：大学准教授）
役員 上野さやか（事務局）
役員 友利真由美（会計）
役員 石川真生
役員 浦島悦子
役員 佐藤拓
役員 樋口貴之

上記は「ワンストップ支援センター」設立を強く望む会の会則に相違ない。

「ワンストップ支援センター」設立を強く望む会

事務局住所：那覇市久茂地 3-29-41-402

電話：070-5817-7517

共同代表 田中真生

共同代表 金城葉子